2022年６月28日改訂

定　　款

株式会社有沢製作所

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社有沢製作所と称し、*Arisawa Mfg. co.,ltd.*と英訳する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 硝子繊維及び各種繊維の製織、処理、加工及び購入、販売
(2) 合成樹脂の塗工、成形、加工及び購入、販売
(3) 複合材料の成形、組立、加工及び購入、販売
(4) 電子機器材料の塗工、成形、加工及び購入、販売
(5) 不動産の売買、賃貸及び管理
(6) 有価証券の保有及び運用
(7) 損害保険代理業
(8) スポーツ、レクリエーション施設の経営
(9) 農林水畜産物の生産、加工、販売及び農林水畜産物生産資材及び装置の製造、販売
(10) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等小売販売業、卸売業
(11) 託児・保育事業、介護事業、健康事業、医療事業
(12) 教育事業
(13) 自動車のレンタル事業及びリース事業
(14) 倉庫業、運送業
(15) 産業機械の設計、製作、販売
(16) ホテル、旅館、飲食店の経営
(17) 前各項に附帯する一切の業務及び必要な投資

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を新潟県上越市に置く。

（機関）

第４条　当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は１億３千万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集時期）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。
２．取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（電子提供措置等）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（議決権の代理行使）
第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。
２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。
（決議の方法）
第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第18条　当会社の取締役は、15名以内とする。
（選任方法）
第19条　取締役は、株主総会において選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（任期）
第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役）
第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長）
第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。
２．取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略）
第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会規程）
第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬等）
第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任限定契約）
第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を、締結することができる。
　ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
（顧問及び相談役）
第28条　取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）
第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。
（選任方法）
第30条　監査役は、株主総会において選任する。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期）
第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役）
第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知）
第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役規程）
第34条　監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（報酬等）
第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（社外監査役の責任限定契約）
第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を、締結することができる。
　ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第６章　計算

（事業年度）
第37条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（期末配当金）
第38条　当会社は、期末配当の基準日を毎年３月31日として、株主総会の決議によって剰余金の配当を行う。
（中間配当金）
第39条　当会社は、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議によって、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当をすることができる。
（配当金の除斥期間）
第40条　配当財産がその支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上

（附則）
１．定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上